

平成26年5月19日

監査報告書

学校法人 昭和大学
理事会 御中
(評議員会 御中)

学校法人 昭和大学

監事 小林 節 

監事 宮坂 貞 

監事 細田山田 明義 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人昭和大学寄附行為第37条、第38条並びに、経理規程第62条の規程に基づき、平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の業務、財政の状況及び理事の業務執行の監査を行った結果、次のとおり報告致します。

1. 監査の概要

監事は、理事会及び評議員会に出席し、理事からの事業の報告を聴取し、重要な決済書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを実施した。

2. 監査の結果

- (1) 資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載と一致し、法令並びに寄附行為に従い、収支状況及び財産状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 理事の業務執行に関しては、不正の行為はなく、かつ、法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上